

R6年11月改正分反映済み

用語説明

扶養義務者・・・同住所にいる直系親族。別世帯でも同住所であれば含まれます。

【障がい者医療費助成に係る所得制限】

・障がい者本人、配偶者および扶養義務者で、当年度の所得金額が以下の表を超える場合には助成の対象外となります。(単位は千円です。)

・本人

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
所得額	4,596	4,976	5,356	5,736	6,116	6,496

・配偶者、扶養義務者

	扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
	右のうち老人扶養親族の数						
所得額	0人	6,287	6,536	6,749	6,962	7,175	7,388
	1人		6,536	6,809	7,022	7,235	7,448
	2人			6,809	7,082	7,295	7,508
	3人				7,082	7,355	7,568
	4人					7,355	7,628
	5人						7,628